

第201号  
平成26年  
7月10日

# 近畿税政連

税理士会の要望  
実現のために  
活動しています

発行所 近畿税理士政治連盟 / 発行人 大高友紀 / 編集人 後安宏彦  
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail [info@kinzeisei.jp](mailto:info@kinzeisei.jp)



「雲の峰の彼方に」(MountCook/ニュージーランド)

撮影：安藤恵哉(豊能支部)

## ■ 法律ができるまで ~その4~ 最近の税制改正について ..... P 2

### 焦点

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)を閣議決定した。その中で、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指し、来年度から引き下げを開始すると明示された。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源を確保することとし、年末に向けて議論を進め、具体策を得ると記載され、年末の平成27年度税制改正大綱でまとめられることになった。

財源を巡る議論で、企業業績の急回復に

### 「骨太の方針」と中小法人課税

より法人税収が大幅に増加していることから、この増収分を実効税率引き下げの財源に充てようとする積極派と、恒久的な財源が必要とする消極派との綱引きが行われた結果、上記の記載となったわけであるが、どちらにも都合よく解釈できる内容になっている。

さらに、課税ベースの拡大の議論の中で、中小企業に大きな影響を及ぼす改正が検討されている。欠損金の繰越控除の制限、外形標準課税の導入、中小法人の800万円までの軽減税率の廃止、など多くの項目が、政府税制調査会などで取り上げられている。

中小企業の現状を知る我々税理士は、これらの議論を注視していくとともに、過度な負担増にならないように中小企業の声を代弁していかねばならない。

## 法律ができるまで ～その4～ 最近の税制改正について

法律ができるまでシリーズの第4回目を掲載する。第3回で税制改正について説明したが、最近の税制改正についての議論の仕方が従来のものとは少し違ってきている。この点を本号で説明する。

### ● 政府税制調査会

政府税制調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議し、その諮問に関する事項について内閣総理大臣に意見を述べることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である。(内閣府本府組織令第31条、33条)

委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。(税制調査会令第1条、2条)

調査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において財務省主税局総務課及び総務省自治税務局企画課の協力を得て処理する。(税務調査会令第9条)

このように、政府税制調査会は内閣府に移され官邸主導の政策実現を行う素地は作られたが、依然として財務省が主導して議論が行われている。

**諮問事項について調査審議し、中長期的な観点から答申するのが目的であり、政治的な判断や決定をするのではない。**

#### 諮問内容(平成25年6月24日)

税制については、グローバル化・少子高齢化の進展等の経済社会構造の変化に対応して、各税目が果たすべき役割を見据えながら、そのあり方を検討することが求められている。その際には、「公平・中立・簡素」の三原則の下、民需主導の持続的成長と財政健全化を両立させながら、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現することを目的として、中長期的視点から、検討を行うことが必要である。以上の基本的な考え方の下、あるべき税制の在り方について審議を求めらる。

なお、第1回政府税制調査会で、安倍内閣総理大臣は、「成長戦略の具体的な税制措置については、与党税制調査会において議論が行われるが、政府税制調査会においても、中長期的な視点に立って、幅広い観点から議論を行って欲しい」と要望している。

### 目次

焦点	1
法律ができるまで ～その4～ 最近の税制改正について	2
後援会ニュース	6
かんさいすずめ	7
銀河系	7

## 【平成26年6月10日現在の開催状況】

政府税制調査会総会	開催回数	8回
-----------	------	----

基礎問題小委員会	開催回数	2回
----------	------	----

下記3つのディスカッショングループ(以下「DG」とする)で触れないテーマあるいはそれらにまたがるテーマを議論する。

(例) 女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討(配偶者控除の見直しなど)

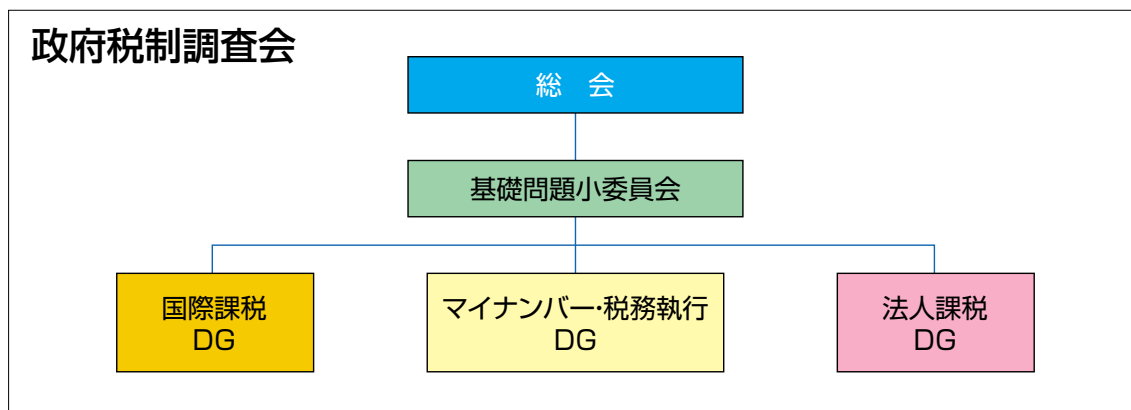
資本所得課税(配当等の課税)、給与所得控除(法人成りしたオーナー企業)

国際課税DG	開催回数	4回
--------	------	----

マイナンバー・税務執行DG	開催回数	4回
---------------	------	----

法人課税DG	開催回数	6回
--------	------	----

法人課税の全体的な構造改革：課税ベースの拡大と税率の引き下げ、外形標準課税の付加価値割の拡大、欠損金の繰越控除、地方法人課税の検討、中小法人課税(中小企業の基準の見直し、軽減税率、法人成り中小会社に関する問題)



## ● 経済財政諮問会議等

経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮させるとともに、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である。(内閣府設置法第18条)

年末に決定されていた予算編成方針も、経済財政諮問会議の新設により、6月ごろ「骨太の方針」という予算編成の基本的な考え方を提示し、それに基づいて毎年度の予算編成方針が決定されるようになった。もともとは、予算編成を財務省主計局主導から、官邸主導にすることが目的であったが、歳入も一体として変革しなければならない方向に向いたため、また成長戦略の一環からも、税制改正についても議論するようになった。

また、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣にこれらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部が設置されている。そして、日本経済再生本部の下、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議する為、産業競争力会議が開催されている。産業競争力会議は成長戦略案を策定し、その一環として、法人税率の引き下げについても検討している。



### 《経済財政諮問会議の組織》

#### 構 成 員

議 長：内閣総理大臣

議 員：内閣官房長官（法定）、経済財政政策担当大臣（法定）、財務大臣、総務大臣、  
経済産業大臣、日銀総裁、民間議員 4 人

合計11人

#### 所 掌 事 務

1. 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関連する重要事項についての調査審議
2. 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
3. 上記 1. 2. について、内閣総理大臣等に意見を述べる事

### 《現在の活動状況》

経済財政運営全般に係る重要な諸問題について、明確な方針を示す司令塔の役割を發揮する。経済再生のための重要な政策課題の議論を進め、平成26年6月中に経済財政運営の基本方針「骨太の方針」を取りまとめる予定。

（具体的な内容）骨太の方針の中に成長戦略の一環として法人実効税率の引き下げ  
数年間で20%台に引き下げる

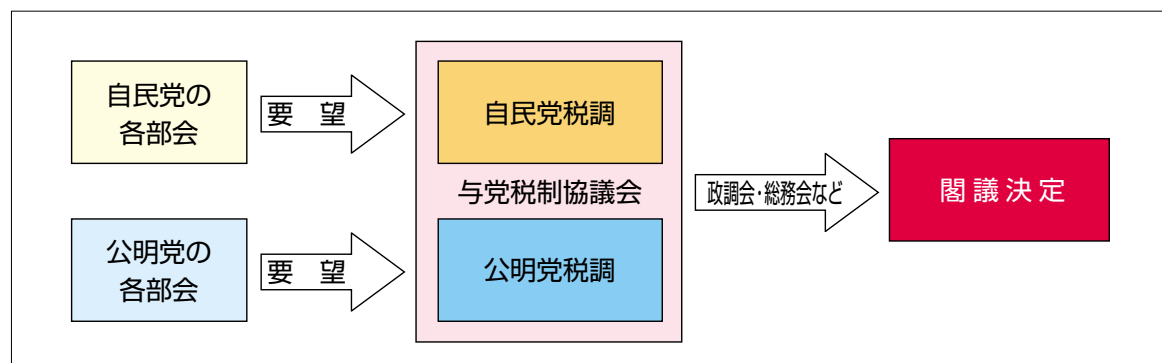
この骨太の方針が、与党税制調査会、政府税制調査会の議論に影響を及ぼしている。

### ● 自民党税制調査会、公明党税制調査会（与党税制協議会）

自民党の政策決定は自民党税制調査会を含め、ボトムアップの方式になっている。

（近畿税政連機関紙第195号及び第197号参照）

具体的には、自民党の各部会からの要望を基に、税制についての年度改正を決めてきていたが、最近では上記の経済財政諮問会議等にみられるように政府からの働きかけがみられるようになり、必ずしもボトムアップ方式だけではなくなっている。経済財政諮問会議の成長戦略の骨太の方針に法人実効税率の引き下げが取り込まれるため、与党税制調査会でも検討をしている。



### 自民党税制調査会総会での議論(平成26年6月5日)

「法人税改革に当たっての基本認識と論点」が報告された。その概要は、以下のとおりである。

1. 当面の経済運営に関する認識
2. 法人税の改革
  - ①法人税改革の検討に当たっての視点
  - ②法人税改革の基本的認識  
(成長につながる法人税の構造改革)  
(あるべき国の形を踏まえた改革)  
(応益負担の考え方に基づく地方法人課税の改革)
  - ③国内産業の体質強化、海外企業の呼び込み
  - ④財政健全化との関係
3. 改革の展望

### 与党税制協議会での議論(平成26年6月5日)

軽減税率に関して予め案を絞り込むのではなく、広く国民の意見を聞きながら、検討していくことにし、消費税の軽減税率に関する資料を公表した。

1. 線引き例と財源について
2. 区分経理について
3. 簡易課税とマージン課税について

## ●法人実効税率の引き下げに当たって財源の確保についての考え方

法人実効税率の引き下げに当たって財源の確保策については、骨太の方針に盛り込まず、年末の税制改正まで協議を続ける模様である。

### 1. 積極派……経済財政政策担当大臣など

企業業績の急回復による、当初予測より、法人税収の増加が見込まれるため、この上振れ分を法人実効税率の引き下げに充てる。本年1月時点で平成25年度法人税収を国税10.1兆円、地方税6.8兆円と見込んでいるが、企業業績の急回復で更なる増加が見込まれる。平成26年3月決算法人の納税額が7月初めに確定する。

### 2. 消極派……与党税制調査会 財務省など

法人税率を1%引き下げると、税収が約4,700億円減ることになり、仮に現在の実効税率が34.62%から20%台となるには5%程度引き下げることになり、2兆円から3兆円規模の減税となる。一時的な税収増は当てにすることは出来ず、減税分を埋める代わりに財源が必要である。

財政再建は、重要な課題である。

## 後援会ニュース

### 伊吹文明後援会

5月24日、税理士による伊吹文明後援会定期総会が、からすま京都ホテルにおいて開催された。来賓として、伊吹文明衆議院議員、池田隼啓日税連会長、小川令持日税政会長、北村善和近税会副会長、近税政より大高友紀会長、井戸本泰次幹事長、笹岡憲一副幹事長、原綱宗総務会長、奥村和義京都府支部連会長、税理士による二ノ湯さとし後援会より、今西衛会長、谷口康夫幹事長が出席した。



室谷澄男後援会幹事長の司会により開会し、来賓紹介の後、北條巖後援会長から、税理士法改正に至る、伊吹議員のご尽力に感謝のあいさつがあり、また、廣瀬來三名誉会長からも伊吹議員に感謝の辞を述べた。

総会では、北條後援会長が議長に選出され、すべての議案につき可決承認された。

来賓あいさつの後、伊吹議員より国政報告が行われ、山積する国内外の諸問題の中から、特に経済関連を中心に、国内経済の活性化、エネルギーコストの高騰化、財政赤字の解消、長寿・少子化による労働人口の減少対策、国際収支の改善などについて述べられ、これらの政策について、言うべきことはしっかりと、議論を重ね、国内経済をよくしていきたいとの内容であった。

総会後の懇親会では、井戸本近税政幹事長の乾杯で始まり、和やかな雰囲気の下、田中裕司後援会筆頭副会長の中締めにより閉会となった。

(右京支部 吉田和之)

## 第2回『川柳』・『書道』コンテスト 応募締切のお知らせ

第2回「川柳」・「書道」コンテストは、6月30日をもって作品応募を締め切らせていただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

審査結果の発表、表彰式等につきましては、9月中旬を予定しております。  
また、入賞作品は、平成27年新年号に掲載いたします。

## 近畿税理士政治連盟 第48回定期大会

**日時** 平成26年9月12日(金)13時30分～

**場所** 帝国ホテル大阪

## 豊かな社会？

休祝日をどのようにお過ごしでしょうか？

家族サービス・趣味・邪魔の入らない仕事、それぞれの考えでお過ごしのことと思います。休日にゆっくり休みたいと思っても休めない現実、現代社会は時間の経過が早すぎてそれに振り回されているように感じます。

子供の頃、お正月など開いているお店はおもちゃ屋さんぐらいで、お年玉を握りしめておもちゃを買いに行ったことが懐かしく感じられます。現代社会ではお正月やお盆など日本の文化風習だけでなく人々の絆までもが薄れていくようで寂しく思います。

そもそも祝日とは何でしょうか？ 「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)の第1条によると「自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築き上げるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを『国民の祝日』と名づける」とされています。新年を祝い、先祖を敬い、勤労を尊ぶ、いわば精神的に豊かな社会を築くための政策でしょう。

『豊かな社会』どこかで聞いたようなフレーズですね。税金は、豊かな社会を経済環境から実現するための政策です。税理士としては、昨今の税制改正を十分検討し、必要であれば意見することで、経済環境として豊かな社会を築けるようにしたいと思います。

私個人としては、あまり時間の激流に流されないように、休祝日を豊かな精神で生活できるように自分を築きたいと考えつつ、現実はどうもしばらく仕事を頑張っていこうと考えています。

(茨木支部 中川 巖)



## 近税政本部のうごき

### ○第6回広報委員会(6月11日)

- 機関紙第199号(5月号)・第200号(6月号)の批評
- 機関紙第201号(7月号)の編集に関する件
- 機関紙第202号(8月号)の編集企画に関する件
- その他

### ○第1回組織委員会(6月13日)

- 近畿税理士会との共催研修会の運営について
- その他

最新情報はホームページにアクセス！

近税政

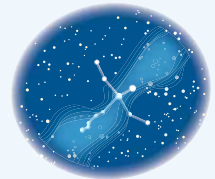
検索

または <http://kinzeisei.jp/> へ

会員専用ページのパスワードのお問い合わせは事務局まで

表紙題字：「第1回川柳・書道コンテスト」  
書道テーマ部門 最優秀会長賞作品  
(作＝藤原洋子 福知山支部)

## 銀河系



消費税率が8%に引き上げられてから3カ月が経過した。4月以降は消費が急激に冷え込むことも予想されていたが、報道によると「影響は想定内」そして「徐々に持ち直している」らしい。大手企業はアベノミクスの円安誘導による輸出採算の好転や景気回復により大きな利益を上げている。このままでは来年の更なる追加増税も予定通り実行されそうである。しかし、多くの大手企業が収益を上げて、下請けの中小企業にそれが還元されるまでには至っていない。

増税に加え、原材料高やエネルギー価格の上昇もあって、多くの中小零細企業は収入が増えないまま物価高にさらされ厳しい経営環境にあえいでいる。

成長戦略の切り札として、政府は法人実効税率の引き下げ方針を示したが、財源は今後の議論に委ねた。今こそ、「公平・中立・簡素」という租税原則を前提とした議論が望まれる。(上京支部 矢田善久)